

新型コロナ・円安・物価高騰対策支援補助金業務に係る労働者派遣業務仕様書

1 業務の概要

鳥取県（以下「発注者」という。）が行う新型コロナ・円安・物価高騰対策支援補助金（以下「補助金」という。）に関する業務の補助を行う。

なお、補助金の概要については、別紙「新型コロナ・円安・物価高騰対策支援補助金の概要」を参照すること。

2 派遣職員数及び要件

4名（うち、リーダー1名）とし、6（3）に定める時間外勤務が可能な者とする。

3 業務内容

補助金に係る申請書及び実績報告書の受付・不備等の確認対応、通知文書作成・発送、進捗管理用情報の入力、通知及び支払いに関する稟議作成、問合せ対応及びその他これらに付随する業務

なお、リーダーには上記業務について、「他の派遣職員（以下「メンバー」という。）の業務の進捗状況に応じた支援・指示、メンバーからの相談への適切な対応、メンバーからの意見・課題の集約、その他県担当職員との連絡調整」の業務を含める。

4 業務期間

令和4年10月18日（火）から令和5年3月20日（月）まで

5 派遣労働者の就業場所

鳥取県商工労働部商工政策課（鳥取県鳥取市東町一丁目220番地県庁本庁舎7階）

6 派遣労働者の就業条件等

(1) 就業時間及び休憩時間

次のとおり定める。ただし、業務量に応じてこの範囲内で短縮することがある。この場合は、発注者が（5）の派遣計画により派遣事業者（以下「受注者」という。）に示すこととする。

ア 就業時間 午前8時30分から午後5時15分までとする。

イ 休憩時間 正午から午後1時まで

※休憩時間を除いた労働時間は7時間45分

(2) 就業日及び休日

ア 就業日 月曜日から金曜日までのうち、（5）の規定により発注者が作成する月間派遣計画表による日

イ 休日 日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日並びに12月29日から翌年の1月3日までの日

(3) 時間外勤務

業務量に応じ、（2）のアに定める就業日において定める就業時間を超える時間の就業（以下「時間外勤務」という。）をする場合がある。その場合には、1か月45時間以内の範囲内とする。

(4) 時間外勤務における派遣料金

時間外勤務があった場合には、派遣料金の単価に次に定める割合を乗じて得た額とする。

ア 1日の労働時間数が8時間を超える場合の当該8時間を超える就業時間及び1週間の労働時間数が40時間を超える場合の当該40時間を超える労働時間 100分の125

(5) 月ごとの労働見込時間数及び派遣計画

業務期間中の各月の上限とする労働見込時間数は、次の表に掲げる時間数とし、発注者は原則、各月の初日の1か月前まで（令和4年10月分は、派遣契約締結後、10日以内とする。）に派遣労働者数、就業日、労働見込み時間数等の派遣計画を受注者に示すものとする。ただし、発注者は、業務量の変化により、当該派遣計画を変更することがある。

令和4年度	10月		11月		12月		1月		2月		3月		合計	
	日	時間	日	時間	日	時間	日	時間	日	時間	日	時間	日	時間
派遣職員(1名)	10	77.5	20	155	20	155	19	147.25	19	147.25	14	108.5	102	790.5

※派遣職員4名の労働見込時間数の合計3,162時間（時間外勤務時間を除く。）

7 個人情報の保護

- (1) 受注者は、本件労働者派遣業務を処理するための個人情報の取扱いについては、別記「個人情報取扱業務に係る労働者派遣契約特記事項」（以下「特記事項」という。）を遵守しなければならない。
- (2) 受注者は、本件労働者派遣業務に従事する者（派遣労働者を含む。以下「従事者等」という。）に対して、特記事項を遵守させなければならない。

8 秘密の保持

- (1) 受注者は、本件業務の履行に関して知り得た事項を第三者に漏らし、又は発注者の承認を受けずに資料等を第三者に閲覧させてはならない。
- (2) 受注者は、従事者等に対して、(1)の規定を遵守させなければならない。
- (3) 発注者は、受注者が(1)及び(2)の規定に違反し、発注者又は第三者に損害を与えた場合は、受注者に対し、本件業務に係る契約の解除及び損害賠償の請求をすることができるものとする。
- (4) (1)から(3)までの規定は、本件業務に係る業務期間の満了後又は契約解除後も同様とする。
- (5) 発注者は、7及び8の規定について、その趣旨を徹底するため、受注者に対して従事者等の誓約書の提出を求めることがある。

9 その他

この仕様書に定めのない事項又はこの仕様書について疑義の生じた事項については、発注者と受注者が協議して定めるものとする。